

2020年11月9日

三島駅南口西街区の安価な土地売却に関わり

最高裁判所の「上告受理」による「逆転判決」の可能性

三島駅南口の整備を考える市民の会代表
グラウンドワーク三島専務理事 渡辺豊博

一審や二審で敗訴した側が「最高裁まであきらめない」と息巻くことがありますが、すべての訴訟で勝ち負けが最高裁まで争われるわけではありません。

下級審の判決に不服である場合、必ず最高裁に上告できるわけではありません。最高裁に上告するためには、判決の憲法解釈に誤りがあること、憲法違反があること、最高裁の判例とは異なる判断が下されたことなどの上告理由を満たしていることが必要です。ほとんどの場合は理由を満たしていないと、最高裁に判断され、上告は棄却されて控訴審の判決が確定します。

特に今回のような民事事件において、上告が受理され、口頭弁論期日が指定されることは大変珍しく、逆に言えば、上告が受理され、口頭弁論期日が指定された時点で、高裁の判断が最高裁によって変更されたり、最高裁が従前の判例とは異なる判断(逆転判決)をする可能性が高くなります。

一般的には、上告のほぼ全てが棄却されるので、上告する側の代理人弁護士が最高裁に呼び出される経験はまずありませんし、真面目に事件処理をしている弁護士にとって一生に一度あるかないかの弁護士冥利に尽きる事件となります。

なお、今回のように、上告受理申立てを最高裁が「上告受理」をするときは、多くは控訴審判決が見直される時ですから、口頭弁論も開かれることとなります。その場合、受理決定があり、その後、口頭弁論期日が開かれ、判決期日が指定されて判決という手順になります。